

■ 学習指導要領における取扱い

学習指導要領（平成29年3月告示）では、**中学校社会〔歴史的分野〕**において次のとおり示されています。

- 2 内容 B 近世までの日本とアジア
 (3) 近世の日本 ア (イ) 江戸時代の成立と対外関係
 江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の対外政策と対外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること。
 3 内容の取扱い (3) ウ
 (略) (3) のアの (イ) の「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。

※上記のほか、小学校社会、中学校社会〔地理的分野〕及び〔公民的分野〕、小・中学校の道徳科、高等学校の地理歴史や公民、小・中・高等学校の特別活動や総合的な学習（探究）の時間などで指導することができます。

■ 実践例

◆◆ 実践例1 中学校社会科歴史的分野 ◆◆

◇単元名「江戸幕府の成立と鎖国」(6・7/8時間)

◇目標

鎖国下におけるオランダや中国、朝鮮や琉球との交流、蝦夷地で独自の文化を築いていたアイヌの人たちとの交易などに着目し、日本の対外政策を理解させる。

◇展開

主な学習の流れ(○) 教師のかかわり(・)

○学習課題の把握

鎖国下の日本は、世界とどのように交易していたのだろうか。

○調べ学習と発表・交流



・それぞれの交易品や交易の方法、もたらされた文化や情報について気付かせる。

・蝦夷地で独自の文化を築いていたアイヌの人たちが、海産物などを北方との交易をしていたことに気付かせる。

〔地域の博物館や郷土資料館などの施設や学芸員等の人材を活用。〕

・発表の後、必ず補足説明を行い、生徒一人一人が正しい知識を身に付けるようにする。

・アイヌの人々は、本州とだけではなく、広く北方との交易を行っていること、17世紀後半、松前藩との戦いの後、松前藩がアイヌの人たちに対する支配を強めていたことなどについて理解を深める。

○学習課題の追究

- ・世界の動きと関連させて考えさせる。
- ・室町時代などの外交と比較させ、交易を行った理由や日本への影響などについて考えさせる。

○学習のまとめ

- ・鎖国下における日本の対外政策についてまとめる。

◆◆ 実践例2 高等学校日本史B ◆◆

◇単元名「武家政権の展開と社会の変化」(2/7時間)

◇目標

日本の諸地域の動向、東アジア世界との交流に着目して、中世社会の産業経済の発展の多様な展開について理解させる。

◇展開

主な学習の流れ(○) 教師のかかわり(・)

○学習課題の把握

中世社会では、日本は東アジア世界においてどのような交流を行っていたのか。

○課題別グループによる調べ学習

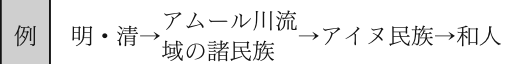


・追究の視点（中世以前の交流、中世における交流のようす、日本への影響など）を明確にしてから調べ学習を行わせる。

・「アイヌ民族との交流」「琉球の中継貿易」「日明貿易」について、世界史的視点や地域的視点などから幅広くとらえさせるよう指導する。

・和人の渡来、松前藩の成立以前から、アイヌ民族と大陸の諸民族との間で交易が行われていたことを考察させる。

・北方との交易は、東北アジア交易の一部であったことを考察させる。



○各グループの発表・交流

・発表後、補足説明を行い、生徒一人一人が知識を身に付け、中世社会の日本の多様な展開を「交流」という観点から幅広く考察できるようにする。

○学習のまとめ

- ・産業経済の発展など、中世社会の多様な展開の背景には、アイヌ民族との交流や琉球の中継貿易など、東アジアとの交流による影響があったことを踏まえさせながら、まとめさせる。
- ・小テストを行い、学習内容の定着を図る。

北方領土に関する学習の充実

北方領土問題の解決は、我が国の国民的な課題であるとともに、国際的な問題でもあるので、国民が広い視野と長期的な展望に立って一致して対処することが大切です。

そのためにも、次代を担う児童生徒に、北方領土について正しい理解を図り、関心を高める必要があります。

特に北海道においては、地理的、歴史的、社会的な状況から児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい知識を身に付けられるよう、北方領土に関する学習の充実を図ることは重要です。

北海道教育委員会では、北方領土に関する学習の充実を図るため、文部科学省に小・中・高等学校の学習指導要領及びその解説において北方領土に関する記述の充実を図るよう要望しています。



指導に当たっての配慮事項

- (1) 我が国にとって、戦後残された最大の課題であり、国民共通の課題であること。
- (2) 日本とロシア両国のみの問題ではなく、国際平和にかかわる重要な問題であること。
- (3) 戦後70年を経過しているが、未解決の難しい問題であるため、国民的コンセンサスが必要であること。
- (4) 19世紀半ばまでは、日本とロシアの国境線が両国間で平和的、法的に確認されたという事実があること。

北方領土学習にかかわる指導資料等



小学生の学習資料
「北方領土ってどんなところ？」
公社北方領土復帰期成同盟 2020



中学生の学習資料
「北方領土問題を学ぼう」
公社北方領土復帰期成同盟 2020

北海道教育委員会では、道教委ホームページの「子どもホームページ」にある「学習情報トピックス」の中で、「北方領土のコーナー」を掲載しています。

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kodomo/hoppo.htm>

■ 学習指導要領における取扱い

学習指導要領(平成29年3月告示)では、次のとおり示されています。

- ◆ **小学校社会〔第5学年〕**
「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。
- ◆ **中学校社会〔地理的分野〕**
「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。
- ◆ **中学校社会〔歴史的分野〕**
「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。
- ◆ **中学校社会〔公民的分野〕**
「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

学習指導要領解説では、次の教科・科目において記述されています。

- ◆ **小学校社会〔第5学年〕(平成29年7月)**
領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土（歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島）、尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。また、竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。その際、これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。
- ◆ **中学校社会〔地理的分野〕(平成29年7月)**
竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすることについては、竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）について、それぞれの位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めることも必要である。また、「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと」とあることから、現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在しないこと、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを、その位置や範囲とともに理解することが必要である。
- ◆ **中学校社会〔歴史的分野〕(平成29年7月)**
「領土の画定」では、ロシアとの領土の画定をはじめ、琉球の問題や北海道の開拓を扱う。その際、北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島、尖閣諸島については、我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする。また、中国や朝鮮との外交も扱うようにする。
- ◆ **中学校社会〔公民的分野〕(平成29年7月)**
領土（領海、領空を含む。）については、地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」、歴史的分野における「領土の画定」などの学習の成果を踏まえ、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯、及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者がいたりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現在に至る経緯、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。
- ◆ **高等学校地理歴史編〔日本史A〕(平成26年1月)**
明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる。(略) また、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。

◆ 高等学校地理歴史編〔日本史B〕(平成26年1月)

我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるとともに、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も取り上げる。

◆ 高等学校地理歴史編〔地理A〕(平成26年1月)

我が国が当面する北方領土や竹島の領土問題や経済水域の問題などを取り上げ、国境のもつ意義や領土問題が人々の生活に及ぼす影響などを考察できるようにする。その際、我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。

◆ 高等学校地理歴史編〔地理B〕(平成26年1月)

我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在ロシア連邦と韓国によって不法に占拠されているため、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていることなどについて、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせることが必要である。なお、尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、また現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせることが必要である。

◆ 高等学校公民編〔現代社会〕(平成26年1月)

我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

◆ 高等学校公民編〔政治・経済〕(平成26年1月)

我が国においては領土問題について、固有の領土である北方領土や竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場を踏まえ、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて理解を深めさせる。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場を踏まえ、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせる。

※上記のほか、小学校3・4学年の社会、小・中学校の道徳科、小・中・高等学校の特別活動、総合的な学習(探究)の時間などで指導することができます。

■ 実践例

◆◆ 実践例1 小学校第5学年 総合的な学習の時間 ◆◆

◇単元名「もっと知ろう 北方領土」(10時間扱い)

◇目標

北方領土の歴史や自然、問題などについて調べ、北方領土に対する正しい認識をもち、北方領土問題の解決のために自分たちができることを考える。

◇単元の流れ

主な学習の流れ(○) 教師のかかわり(・)

○既習事項の想起、課題設定

・社会科「我が国の領土」で北方領土について学習したことを振り返り、北方領土について調べたいことを出し合い学習課題を設定する。

○課題別グループによる調べ学習

島の自然

ビザなし交流

漁業

歴史

返還の願い

※元島民など地域の人材や身近な施設、北方領土復帰期成同盟等発刊の資料などを積極的に活用できるように学習環境を整備する。

○各グループの発表・交流

・各グループの発表の後、必ず補足説明などを行い、児童一人一人が正しい認識をもつことができるようにする。

○学習のまとめ

・歴史や返還運動、ビザなし交流などを総合的にとらえることができるようにまとめる。
・自分たちができることは何か考えるよう促す。

◆◆ 実践例2 高等学校地理B ◆◆

◇単元名「民族、領土問題の地域性」(2/6時間)

◇目標

人種・民族と国家との関係、国境、領土問題の現状や動向を世界的視野から地域性を踏まえて追究し、それらの問題の現れ方には地域による特殊性や地域を超えた類似性がみられることをとらえさせる。

◇展開

主な学習の流れ(○) 教師のかかわり(・)

○課題設定

・世界の各地の様々な紛争の中から、各グループが関心を持って民族、領土問題を学習課題として設定する。

○課題別グループによる調べ学習

・民族、領土問題の歴史的背景および地域の様々な環境条件、問題の具体的内容、解決に向けた取組、将来の展望等について、各グループがワークシートにまとめる。

○各グループの発表・交流・まとめ

・各グループの発表の後、必ず補足説明を行い、生徒一人一人に正しい認識をもたせるようにする。
・領土問題に関しては、各国によって様々な主張があるが、解決に向けた努力が続けられていることに気付かせる。
・我が国が当面する領土問題については、北方領土や竹島は我が国固有の領土であり、それぞれ現在我が国が正当に主張している立場を踏まえ、理解を深めさせ、望ましい解決の在り方を考察させる。